

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

令和3年11月8日 午後1時29分～午後1時50分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	成川幸太郎	委員	森満晃
副委員長	坂口健太	委員	山元剛
委員	瀬尾和敬	委員	坂口正幸
委員	石野田浩	委員	岩切正之
委員	森永靖子		

○欠席委員（1人）

委員 帯田裕達

○その他の議員

議員 犬井美香

○説明のための出席者

危機管理監	佐多孝一	原子力安全対策室長	祁答院欣尚
防災安全課長	堂元光信		

○事務局職員

事務局長	道場益男	課長代理	前門宏之
課長	川畑央	主幹兼議事グループ長	上川雄之

○審査事件等

- (1) 川内原子力発電所の運転状況について
 - (2) 川内原子力発電所1号機の定期検査計画の概要について
 - (3) 川内原子力発電所1, 2号機の特別点検について
 - (4) 付託事項の見直しについて
 - (5) 現地視察について
-

△開 会

○委員長（成川幸太郎） それでは、ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在、3名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも、随時許可いたします。

△川内原子力発電所の運転状況について

○委員長（成川幸太郎） それでは、1番目の川内原子力発電所の運転状況についてを議題いたします。

まず、当局に説明を求めます。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚） それでは、川内原子力発電所の運転状況について御説明いたしますので、資料1を御準備ください。

まず、1、運転状況及び発電実績について、1号機につきましては、10月17日から第26回定期検査を開始し、現在、運転を停止しております。

令和3年8月末現在の発電電力量は、表の下から二つ目の欄に記載しておりますが、34.8億キロワットアワー、設備利用率は106.6%でございます。

2ページをお開きください。

2号機につきましては、1月22日に第24回定期検査を終了し、通常運転に復帰をしております。

令和3年8月末現在の発電電力量は34.8億キロワットアワー、設備利用率は106.5%となっております。

なお、設備利用率が100%を超えているのは、許可出力が電気出力ではなく熱出力を一定とする、定格熱出力一定運転によるためです。

3ページを御覧ください。

2、放射性廃棄物の管理状況について、1、2号機の合計で令和3年8月末現在、気体廃棄物の放出量は、表の下から2行目、6.2掛ける10の8乗ベクレルで、年間放出管理目標値1.7掛ける10の15乗ベクレルを下回って管理されております。

また、その右側の液体廃棄物の放出量については、検出限界値以下となっております。

なお、参考までに、トリチウムについて、一番下に放出量の表を記載しておりますが、令和3年4月から8月までの放出量は、9.1掛ける10の12乗ベクレルで、年間放出管理基準値1.1掛ける10の14乗ベクレルを下回って管理されております。

次に、4ページをお開きください。

固体廃棄物の貯蔵量ですが、8月末現在、200リットルドラム缶相当で、2万7,642本貯蔵されており、貯蔵容量約3万7,000本に対して、貯蔵率74.7%となっております。

その下には、参考として令和3年度における月別の発生量、焼却減容量、搬出量、貯蔵量を掲載しておりますので御確認ください。

次に、3、使用済燃料の貯蔵状況ですが、8月末現在、1、2号機の合計で貯蔵容量3,224体に対し、貯蔵量は2,254体で、貯蔵率は69.9%となっております。

次に、新燃料の保管状況ですが、8月末現在、1、2号機の合計で76体を保管しております。

最後に、トラブル等情報ですが、法に基づき国へ報告を要する事象はございませんでした。

○委員長（成川幸太郎） ただいま、当局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 質疑はないと認めます。

以上で、川内原子力発電所の運転状況についてを終了します。

△川内原子力発電所1号機の定期検査計画の概要について

○委員長（成川幸太郎） それでは、2番目の川内原子力発電所1号機の定期検査計画の概要に

ついてを議題とします。

まず、当局に説明を求めます。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚） それでは、川内原子力発電所1号機の第26回定期検査計画の概要について御説明いたしますので、資料2を御準備ください。

川内原子力発電所1号機第26回定期検査につきましては、10月14日の主要事項処理経過報告でお知らせした内容でもございますので、補足する部分を中心に御説明いたします。

第26回定期検査は、10月17日から実施されておりまして、その検査、点検等のそれぞれの項目について、実施する概略の作業内容をお示ししております。

今回の定期検査に関しましては、主要な設備、機器等の取替えなどの作業は予定をされておりませんで、各項目において予定されておる作業は、毎回の定期検査ごと実施する内容でございます。

また今回、定期検査期間中に実施する主な工事についても、燃料取替えのみが予定されているところでございます。

経過でございますが、10月17日に原子炉を停止され、26日から燃料取出しなど、順調に進められていると聞いております。

今後、各設備、機器について予定された作業内容を順次実施され、その後、12月中旬に起動、12月下旬に発電再開、状況変化による予定変更の可能性もございますが、明けて1月中旬に通常運転に復帰する予定でございます。

○委員長（成川幸太郎） ただいま、当局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 質疑はないと認めます。

以上で、川内原子力発電所1号機の定期検査計画の概要についてを終了します。

△川内原子力発電所1、2号機の特別点検について

○委員長（成川幸太郎） 次に、3番目の川内原子力発電所1、2号機の特別点検についてを議題とします。

まず、当局に説明を求めます。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚） それでは、川内原子力発電所1、2号機の特別点検について御説明いたしますので、資料3を御準備ください。

川内原子力発電所1、2号機の特別点検の実施につきましては、10月14日付で主要事項処理経過報告をし、同じ内容のものを今回、資料としておりますので、補足しながら御説明いたします。

まず、資料裏面、2ページ目を御覧ください。

運転期間延長認可制度につきましては、もう皆様御存じのとおりでございます。延長認可申請にあたっては、特別点検の結果、技術的な評価、延長しようとする期間における管理方針、この三つを添付しなければなりません、その申請の可否を検討する過程において、延長しようとする期間も、点検等の保全活動の実施により設備の健全性を維持できるかについて判断する必要があります。その判断材料とするため、これまでの運転で生じた原子炉その他の設備の劣化状況を把握する、いわゆる特別点検と、その結果を踏まえた原子炉等の劣化状況に関する技術的な評価を行う必要がございます。

1ページにお戻りください。

特別点検の要求事項としております図がございます。これは、原子力規制委員会の運転期間延長認可申請に係る運用ガイドに示される特別点検の対象の機器と部位、着目する劣化事象及び点検方法について、図化をしたものでございます。

特別点検は、取替えの難しい原子炉等の機器に関し、運転開始35年以降に採取したデータについて、詳細に確認、評価するものですが、具体的には、原子炉容器については、炉心領域——燃料装荷された状態で燃料集合体が位置する範囲でございますが、その母材及び溶接部への超音波探傷試験など、場所に応じて非破壊検査や目視により、傷等の異常がないことの確認データが採取されます。

原子炉格納容器については、目視点検により、鋼板表面の塗装の剥がれや腐食等の異常がないかを、コンクリート構造物については、コアサンプルの採取により強度や遮蔽能力等に関するデータを採取されますが、安全性や作業性の観点から、前回及び今定期検査の期間中にデータが採取されます。

これらのデータについて、今回、特別点検として、要求された範囲のデータの有無とその結果についての確認、データの採取体制とその力量の妥当性についての評価を実施するものでございます。

1号機は10月18日から、2号機は明けて2月下旬から実施をされ、個別の確認、評価には半年程度かかる見込みとされているところでございます。

○委員長（成川幸太郎）ただいま、当局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）今、説明いただきましたが、この運転開始35年以降の採取したデータということで、このデータというのは通常、原子力発電所の1号機、2号機の定期点検で、通常行われる点検の内容を基にということによろしいんですか。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）この特別点検に用いる35年以降に採取したデータ、これにつきましては、この特別点検の要求事項というところがございますが、通常の定期検査等で確認するものについては原子炉容器の接続部分とか主だった部分については探傷試験等を行っておりますが、今回、炉心領域の母材、原子炉容器のいわば鋼板全体になります。全体、100%を超音波探傷試験をされるということで、接続部分とか主だった部分じゃなくて全体をするということで、特別点検のデータに用いられるデータということで説明を聞いております。

○委員（森満 晃）理解しました。今後、この特別点検が半年ぐらいかけて実施されると思うんですけども、我々この原特のメンバーというのは、やはりいろいろとそういった形で市民からいろいろと尋ねられる部分というのもあるんです。ですので、具体的に通常の1、2号機の点検、その原子炉容器なんかの点検する部分と、この特別点検の部分というのを一つの表で比較するような形で、何か表現していただければまた説明もしやすいのかな、市民の皆様も分かりやすいのかなと思うんですけどもいかがですか。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）準備はしてみたいと思います。なるべく早めにはちょっと準備をさせていただきたいと思います。

○委員長（成川幸太郎）よろしいですか。
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、川内原子力発電所1、2号機の特別点検についてを終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～

午後1時41分休憩

～～～～～～～～

午後1時46分開議

～～～～～～～～

○委員長（成川幸太郎）ここで、本会議に戻します。

△付託事項の見直しについて

○委員長（成川幸太郎）それでは、付託事項の見直しについてを議題とします。

それでは、付託事項の見直しについては、資料のとおりとすることに御異議ありませんか。（巻末に資料を添付）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。よって、委員長において、議長に付託事項の見直しを申し出ることといたします。

なお、今後の取扱いについては、議会運営委員会において了解をいただいた上で、本会議で御審議いただくこととなると思いますので、あらかじめ御承知おきください。

以上で、付託事項の見直しについてを終了します。

△現地視察について

○委員長（成川幸太郎）それでは、5番目の現地視察についてを議題とします。

まず、川内原子力発電所の現地視察についてですが、緊急時対策棟が完成したことから、12月定例会の会期中ではありますが、12月15日、水曜日の午後に委員外議員へも案内の上、現地視察を実施したいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、ただいまの説明のとおり川内原子力発電所の

現地視察を実施することに決定しました。

次に、令和3年度原子力防災訓練について、来年2月11日、金曜日開催予定となっておりますが、例年どおり防災訓練の現地視察を実施してはどうかと考えております。

こちらについては、後日、詳細が決まり次第、視察行程を調整し、委員外議員へもお知らせすることとなりますが、例年どおり現地視察を実施することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、ただいまの説明のとおり原子力防災訓練の現地視察を実施することに決定しました。

それでは、以上、2件の現地視察を実施することになりましたが、視察行程等に係る調整及び委員派遣等の手続については、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、日程の全てを終わりました。

ここで、委員長報告の取扱いについてお諮りします。本日の委員会で調査しました1から3までの事項については、次期定例会において委員長報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（成川幸太郎）以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、以上で、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

【卷末資料】

付託事項の見直しについて

委 員 会 名	川内原子力発電所対策調査特別委員会
付 託 事 項	(変更前) 川内原子力発電所の安全対策に関する調査 (変更後) 川内原子力発電所の安全対策 <u>及び関連する諸問題</u> に関する調査
委 員 定 数	10人
設 置 期 間	調査終了まで
閉 会 中 の 委 員 会 活 動	閉会中も付託事項について調査を行うことができる。

提 案 理 由

川内原子力発電所に関する諸問題についても、今後、本委員会で調査することとした
 いので、付託事項の見直しを提案しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 成 川 幸太郎